|  |
| --- |
| 事例研究　中間レポート |
| 消費者金融市場の経済分析 |
|  |

|  |
| --- |
| 経済政策2年 石渡 慧一経済政策2年 大口 正隆 |

要旨

　2006年の最高裁判決を機に、消費者金融大手各社が貸付金利および貸付残高を抑制している。その理由としては2006年からの貸金業法改正内容である総量規制と上限金利の引き下げが考えられる。消費者金融サービスの需要者側と供給者側の間に情報の非対称性が存在すると、個人の消費行動を最適化できないため、行政による市場介入の意義が生じる。そのような介入を正当化するためには消費者金融市場が完全競争市場であるか否か分析する必要がある。数千社という企業の数や、2006年以降（上限金利の実質的な引き下げ）から供給量が減少していることを根拠に完全競争市場であるとの主張が見受けられる。しかし貸出量縮小の理由として、総量規制が一人あたりの貸出量を減少させたことや、そもそもの貸出主体の総数が減少したこと、消費者金融企業が情報ネットワークを活用することでサブプライム層を排除したことなども考えられる。よって上限金利によって貸出量が減少したことのみを理由に、消費者金融市場が完全競争市場かどうかを判断することは妥当でなく更なる実証分析が必要である。また不法なヤミ金融の動向についても現状を十分に把握した上で、理論との整合性を確認するための実証分析が必要である。

　以上のようなこれまでの現状分析をもとに、今後の分析における重点を置くべき論点として以下の三点が挙げられる。

　(1)消費者金融市場が完全競争市場であるか否かについての分析

　(2)消費者金融市場余剰分析のための需給曲線の導出

　(3)ヤミ金融と改正貸金業法との関係についての実証分析

1章　序論

　2006年に最高裁における「みなし弁済」についての判決、2010年の改正貸金業法など司法及び行政の場での消費者金融を取り巻く環境は大きな変化を迎えている。メディアでの報道にあったように、多重債務問題やそれに付随する悪質な取り立て、それらと対照的である消費者金融業界の利益率の高さなどがクローズアップされ、社会問題となっていた。このことを受けて、司法と行政がイニシアチブをとって対応したといえる。しかしながら、このような一方的な見方で消費者金融市場を捉えることは適切ではない。実際に、実質的に最高裁判決によってグレーゾーン金利での貸出が実質的に不可能になった後は、消費者金融業界は、その貸出を激減させ、金融本来の機能である資金の融通という役割を果たせているかどうかは疑わしくなり、また貸出ができなくなった需要者が違法な市場、つまり闇金融にアクセスする可能性についても指摘されていて、これらの公的な主体の取組みが一概に正しかったどうかの判断は難しい。よって、本稿では消費者金融市場を経済学的モデルに依拠しながら分析することで、改正貸金業法を改めて位置づけてみることを目的とする。

2章　構成

　本稿の構成は以下のようになる。

1章　序論

2章　構成

3章　消費者金融市場の背景

4章　消費者金融サービスのミクロ経済学的位置づけ

5章　消費者金融市場の分析

6章　需給曲線における上限金利規制

7章　ヤミ金融及び多重債務問題

8章　これからの研究

　3章では、消費者金融業界のデータや行政の取り組みを振り返る。4章と5章では、消費者金融とその市場を経済学的に俯瞰する。6章では上限金利という規制を需給曲線で位置づけ、正当化できるか検討する。7章では、消費者金融行政を見直すうえで欠かせない闇金融市場を概観する。8章では、これからの研究の方向性を述べ、結びとする。

3章　消費者金融市場の背景

　本章では、以降の分析に役立てるための消費者金融市場についての背景を確認する。

　2006年12月に国会の全会一致で成立、公布された改正貸金業法は段階的な施行を経て、2010年6月18日に全面的に施行された。その改正目的は、近年大きな社会的問題となっている返済が事実上不可能となってしまった多重債務者数の抑制、ならびにその主因だと考えられている消費者金融業者による過剰貸付の抑制である。

2006年に最高裁判決によって、利息制限法の所定の金利を超える金利で支払った利息は契約時の意思に関わらず、債務者は消費者金融企業から返還を要求することが可能になった。この過程で債務者は、弁護士を通じて消費者金融企業との訴訟が多くなった。この訴訟は「過払い金訴訟」として社会現象になった。

次は、近年の主要各社の平均金利推移である。

図１主要消費者金融企業（５社）の平均約定金利の推移

（出典：各社「有価証券報告書」より作成）

注１ グラフのデータは平均金利であり、実際に取引されている貸出金利の中には上限金利と同程度の金利がある。

図1にもあるように、2006年の最高裁の判決後である2008年頃から金利の引き下げが行われているのは明らかである。この背景には、大手を初めとした消費者金融各社は過払い金訴訟のコストを考慮したと考えられる。

時期を同じくして、主要消費者金融各社の貸付残高合計も減少傾向にある。

図2　主要消費者金融企業（５社）の消費者向け無担保貸付残高の推移

（出典：各社「有価証券報告書」より作成）

　この傾向の背景には二つの原因があると考えられる。一つ目は、今回の上限金利以外の改正貸金業法によって対象となった総量規制である。この規制の下では、個人の需要者は、原則としてその貸出量が年収等の三分の一までに制限されることになった。それゆえに、一人あたりの貸出量が減少した。

　二つ目は、実質的な上限金利変更後に消費者金融各社がその貸出を返済リスクが少ないプライム層に限定し始めたことが考えられる。これは時期的に、2006年あるいは2010年と必ずしも時期を同じにするものではなく、2000年初期から銀行系個人向けローン企業が、その個人所得に関する情報ネットワークを活用して、プライム層に限定した消費者金融サービスに参入し始めたことや非銀行系消費者金融が貸出量や返済履歴などの情報データベースの構築[[1]](#footnote-1)によって、同様にそのサービスをプライム層にシフトしていったことによるものである。結果として、返済リスクが低いサブプライム層が消費者金融サービスから排除されるということになった。

　以上のように、消費者金融業界は司法の判断や行政の施策、新しいプレーヤーの参入、ネットワーク構築などによって著しく変化している。

4章　消費者金融サービスのミクロ経済学的位置づけ

　本章では、消費者金融サービスに対する規制の意義を検討するべく、消費者金融サービスをミクロ経済学的観点から位置づけなおす。

晝間（2001）によれば、消費者金融は、個人の制約付き消費を超えて、望ましい消費の時間的パターンを選択することを可能にする。ただし、その前提には自己利益最大化と合理的思考がある。

返済リスクに関して不確実性があったとしても、消費者金融サービスは個人の消費行動を最適化できる。なぜなら、情報の対称性という仮定が満たされる、つまり貸出需要者と消費者金融がその返済リスクの不確実性について同程度、観察可能であるならば、貸出金利にリスクプレミアムを上乗せたしたうえで貸出が行われるからである。

一方で、情報の対称性が満たされないならば、消費者金融サービスは個人の消費行動を最適化できるとは限らない。なぜなら、逆選択とモラルハザードの問題が起きるからである。双方とも消費者金融市場を縮小させたりするなど市場を歪める効果を持つ[[2]](#footnote-2)。

逆選択とモラルハザードの問題に対しては、それぞれ自己選択と信用割当という手段が消費行動の最適化のためには適切である。なぜなら、ハイリスク・ハイリターンとローリスク・ローリタンという2つのサービスの選択肢を選ばせる自己選択の下では、プライム層及びサブプライム層の各々が適切にサービスを選ぶことが期待できる一方で、信用割当では需要者の貸出限度額を設定することで、モラルハザードによる非効率をある程度緩和できると考えられるからだ。

後者の信用割当は、改正貸金業法の総量規制と同様のものであると言え、そこに行政による規制の意義がある。前者の自己選択に関しては、以前より一つの消費者金融企業の中でも高金利の無担保融資や低金利の担保融資を行っていることに加えて、2000年初期より参入し始めた銀行系消費者金融の情報ネットワークや非銀行系のデータベースによって、情報の非対称性がある程度最小化でき、それに応じて逆選択という問題も解消できている可能性がある。

5章　消費者金融市場の分析

　3章で述べたように、消費者金融業界は銀行系消費者金融の参入などによって、劇的な変化を迎えている。このことがどのように市場の貸出金利に影響を与えているかを検討する。

　平瀬（2003）によれば、消費者金融市場にはセパレーティング均衡がある。以下がそのことを満たす前提である。

:プライム層の返済確率

この(1)の背景には、消費者金融企業が適切にプライム層とサブプライム層が区別できることができていないということがある。プライム層とサブプライム層の返済確率にそれらの市場における割合を加重平均したものに応じて、単一の均衡金利を設定している。

C:プライム層とサブプライム層を区別するための審査費用

　（2）～(4)の背景には、審査費用Cを負担すれば、消費者金融企業はプライム層とサブプライム層を区別でき、層に応じた均衡金利を設定することができるという事実がある。これがセパレーティング均衡を生じさせている。

　消費者金融市場において、プーリング均衡あるいはセパレーティング均衡が生じるかは以下の前提を成り立つかどうかである。

(5)が成り立つならば、プーリング均衡ではなくセパレーティング均衡が生じる。なぜなら、審査費用と調達金利との和というコストよりもプーリング均衡における均衡金利にプライム層の返済確率を掛けたものが大きいならば、消費者金融企業はより多くの需要者を獲得するためにより小さい金利を追及して、セパレーティング均衡の金利を望み、その結果セパレーティング均衡に移行するからである。

　特筆すべきことは、2章で述べたように審査費用Cが近年では減少したということである。これによって、よりセパレーティング均衡が生じやすくなると想定できる。

　政策的意義として指摘すべき点としては、このセパレーティング均衡においては、上限金利という規制は非効率性を生む可能性がプーリング均衡より大きいということである。なぜなら、サブプライム層における均衡金利が上限金利より高ければ、サブプライム層を対象とした消費者金融市場が存在しないことを意味することである。2章で述べたように、このことはサブプライム層の消費行動パターンを最適化できないことを意味する。

6章　需給曲線における上限金利規制

　6章では、セパレーティング均衡によって生ずる2つの市場に関わらず、いかなる状況において規制が望まれるかを分析する。

　多数のプレーヤーが存在する完全競争市場においては、上限金利という価格規制は非効率を生ずるので望ましくない。

図3　完全競争市場における均衡金利



（r:金利、d:貸出需要量、s:貸出供給量

r1:均衡金利、q1:均衡量、S:供給曲線、D:需要曲線）

図4　完全競争市場における上限金利



（r2:上限金利、q2:上限金利の下での均衡量）

　上記2つの図が示すように、図3と比較して、図4では灰色部分の余剰損失が生じているので、上限金利は望ましくないと言える。

　一方で、独占（寡占）市場における上限金利の効果を示す図は以下のようになる。

図5　独占（寡占）市場における上限金利



（r3:独占（寡占）市場での均衡金利、r4：上限金利

q3:独占（寡占）市場での均衡量、q4:上限金利での均衡量）

　図5から分かることは、独占（寡占）市場における上限金利は灰色部分の余剰を増加するので望ましいと言える。

　上限金利の必要性を検討するにあたっての論点は、消費者金融市場が完全競争市場か否かが焦点となる。日本の研究者には平瀬（2003）のように数千社の消費者金融企業が存在することを根拠に消費者金融市場が完全競争市場であることを主張している。一方で、Lawrence(1991)のように、日本の消費者金融とほぼ同様の機能を持つクレジットサービス市場において、数千社の企業の存在に関わらず寡占の存在を指摘している者もいる。これらの正否を確かめるためには、各々の企業の利潤や費用などの変化を詳細に分析する必要がある。

　大竹（2007）は、別の観点から消費者金融市場が完全競争市場であったと主張している。なぜなら、上限金利が実質的に適用され始めた2006年以降から、供給量が減少していて、その減少は完全競争市場においてのみ起こりうるものである考えているからである。図4でいうところの(q1-q2)分の貸出量の減少がそれにあたる。

　しかしながら、この見方は必ずしも適切であるとは言えない。なぜなら、他の要因で貸出量が減少したとも考えられるからである。例えば、改正貸金業法の総量規制が一人あたりの貸出量を減少させたことや過払い金訴訟のコストで多くの消費者金融企業が倒産し、そもそもの貸出供給主体が減少したこと、消費者金融企業がネットワークなどによって貸出サービスをプライム層に限定し始め、サブプライム層を排除したことなどである。それらのことを指し示す図は以下である。

図6　供給曲線のシフトを考慮した寡占市場における上限金利



（s’:変化した供給曲線、q5:新しい均衡量）

　図6においても(q3-q5)分の貸出量が減少していることが分かる。よって、上限金利によって貸出量が減少したことを理由に、消費者金市場が完全競争市場であるか否かを判断することは必ずしも妥当であるとは言えない。消費者金融市場の特性については更なる分析が必要である。

7章　ヤミ金融及び多重債務問題

　貸金業法改正の影響で正規の消費者金融市場が縮小すると、どこからも資金を借りられなくなったこれまでの利用者が違法金融（ヤミ金融）に相当数流れ、違法金融市場が拡大することが様々な識者によって予測されている[[3]](#footnote-3)。ここではそのメカニズムを消費者個人の信用力の分布を用いて説明する。

　消費者個人の信用力と消費者金融の金利を正規分布に基づくものだと仮定する。信用力が高い個人は低い金利で資金を借りることが出来るが、信用力が低い個人は高い金利でしか、資金を調達出来ないと考える。その場合、人口分布をP、金利水準をxとすると、信用力の分布Pは金利xに対して、正規分布の関数 P(x)と表わすことができる。ピーク金利は最も利用者の多い金利帯で、大手消費者金融企業の顧客層だと考えられる。図における斜線で塗りつぶされた領域は、上限金利を設定することによって、正規の金融業者から借りることの出来なくなった信用力の低い利用者の分布である。この図が示唆することは、ピーク金利以下の上限金利を設定しない限り、上限金利が低くなればなるほど、その金利1単位ごとの影響力は増すということである。つまり、2000年の出資法改定（上限金利40.004%から29.2%）よりも今回の貸金業法改正（上限金利29.2%から20%）の方が正規の貸金業者から借りられなくなる人の減少幅が大きい可能性が強い。そして上限金利の設定によって資金を調達出来なくなった個人の一部がヤミ金融に流れることが想定される。

図7　上限金利が設定された場合の個人信用力の分布

(出典:堂下(2005)を参考に作成)

　警視庁のデータからもヤミ金融市場について分析できる。警視庁が発表しているヤミ金融事犯検挙状況によると、検挙事件数および検挙人員2007年度をピークに減少傾向が見られる。また、検挙されることで明らかになった、ヤミ金融被害の被害金総額および被害者数もおなじくしかし、手口の巧妙化、複雑化したことからより水面下で犯行が増えている可能性があると指摘している先行研究もある[[4]](#footnote-4)。また、検挙数は警視庁の取締体制にも大きく左右される。事実、貸金法改正に伴い警視庁は生活経済対策管理官を設置するなど[[5]](#footnote-5)取締体制を強化している。よって検挙数の2007年度からの増加傾向は貸金法改正によるものと断定することはできない。

図8　ヤミ金融事犯等の検挙状況の推移

(出典:平成24年度版　警察白書および第13回多重債務者対策本部有識者会議

（2009年5月19日）警視庁提出資料より作成)

1. ヤミ金融事犯としては出資法違反事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した恐喝、暴行、詐欺等の事件を計上している。
2. 被害人員等には、商金利貸し付けに係る借入者、恐喝の被害者等を計上している。

注3）被害額等には商金利に係る貸付金額、恐喝の被害額等を計上している。

　次は金融庁データからの分析である。金融庁がまとめた「金融庁・財務局・都道府県に寄せられた無登録業者に係る苦情等受付件数」は項目が設けられ集計が始まった2003年度をピークに減少傾向にある。法改正に前後して相談件数は減少しているが、全苦情中に占める割合はやや上昇傾向にある。

図9

金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情のうち無登録業者に係るもの

(出典:金融庁　貸金業関係統計資料より作成)

　最後は、堂下（2011）の論文「再拡大し始めたヤミ金融市場　－国民保護の視点から改正貸金業法の見直し急げ－」内でヤミ金融の現在利用者数を大規模なアンケート調査からの分析である。推計結果は2008年5月には45万8000人、2009年5月は42万3000人、直近の2010年7月は57万7000人であった。数値をまとめ、推計誤差を考慮して（信頼区間95%）推計上限と下限を合わせて表記したのが下の図表20である。氏は2008年から2009年にかけての減少、そして2010年の増加を他のアンケート結果と合わせて次の様な要因だと分析している。まず、貸金業法改正によって、借り入れが困難となった資金需要者は知人や親族からの借り入れで資金を賄おうとした。そのため一時的にヤミ金利用者は減少した。しかし、次第にその資金供給力が弱まったため、資金需要者はヤミ金の利用を進める他なく、2010年の調査においてヤミ金利用者の増加が表面化した、というものである。これは資金需要者のヤミ金融利用が増加していることを示唆しているという点で重要な研究結果だと考えられる。

図10　ヤミ金現在利用者数（推計値）の推移

（出典:堂本浩(2011) 「再拡大し始めたヤミ金融市場　－国民保護の視点から改正貸金業法の見直し急げ－」より作成

注）アンケート調査のサンプル数は2008年調査82551人、2009年調査93760人、2010年調査93787人

　以上のデータからの分析統計自体にバイアスが存在するものがあり、その評価には留意が必要である。これからの分析には多重債務者のデータをより正確に集めて、ヤミ金融と上限金利との関係性を実証的に検証していくことが求められる。

8章　これからの研究

　本章では、これからの研究の方向性を述べて、本稿のむすびとする。これからの分析は、以下の3点に絞られる。

(1)消費者金融市場が完全競争市場であるか否かについての分析

(2)消費者金融市場余剰分析のための需給曲線の導出

(3)ヤミ金融と改正貸金業法との関係についての実証分析

(1)に関しては、消費者金融各社の財務諸表から平均費用と金利の関係を分析することによって分析する。気を付けなければならない点としては、プライム層に対するサービスかサブプライム層に対するサービスかによって費用や金利が異なることである。また、プロミスなど公表されているデータは数年に限られていて分析の正確性に支障であると思われるので、企業に直接出向くなどして、より過去にさかのぼったデータを入手する必要がある。(2)に関しては、消費者金融市場が独占（寡占）市場であった場合は、市場における貸出量と金利が需要曲線上の点となるので、容易に求めることができる。供給曲線は調達金利や審査費用を合計したものとなる。(1)と同様に、各社のより詳細なデータが必要となる。(3)ついては、データの性質上、統計が取りにくいが総務省の多重債務者のデータなどを参考に今後の推計を行っていく。

参考文献

大竹文雄 晝間文彦 筒井義郎ほか 「上限金利規制の是非:行動経済学的アプローチ」 大阪大学経済研究所 2007

警察庁 「第13回多重債務者対策本部有識者会議　警察庁提出資料」2012年8月6日

 <http://www.fsa.go.jp/singi/tajusaimu/siryou/20090519.html>

警察庁 「平成23年中における生活経済事犯の検挙状況等について」 2012年8月6日 < http://www.npa.go.jp/safetylife/seikan25/h23\_seikeijihan.pdf>

警察庁 　『平成22年　警察白書』2010年

警察庁 　『平成24年　警察白書』2012年

堂下浩 『消費者金融市場の研究』文眞堂 2005年

堂下浩 『「改正貸金業法」という壮大な社会実験（上）』 「Kei」 2010年2月号

堂下浩 『再拡大し始めたヤミ金融市場－国民保護の視点から改正貸金業法の見直し急げ－』

 「月刊公明2月号」 2011年 60-65貢

日本貸金業協会 「月次統計資料」 2012年8月7日

 < http://www.keieiken.co.jp/j-fsa/monthly\_survey/index.html >

平瀬友樹 「銀行による消費者金融サービス市場への参入についての分析」

京都大学経済論叢172巻第1号 2003年

晝間文彦 「消費者金融の経済的意義」 早稲田大学消費者金融サービス研究所 2001年

Lawrence M, Ausubel “The Failure of Competition in the Credit Card Market” *The American Economic Review,* volume1, Number1, 1991, pp50-81

早稲田大学消費者金融サービス研究所

『違法金融の実態－ヤミ金相談サイトのテキスト分析－』 早稲田大学消費者金融サービス研究所ワーキングペーパー 2009年

1. 平瀬(2003) [↑](#footnote-ref-1)
2. 詳細は、晝間（2001）に譲る。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 堂下（2005）他 [↑](#footnote-ref-3)
4. 「違法金融の実態　-ヤミ金相談サイトのテキスト分析-」　早稲田大学消費者

金融サービス研究所(2009) [↑](#footnote-ref-4)
5. 平成22年度　警察白書 [↑](#footnote-ref-5)